

われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、コンソーシアムにおいて委託費のうち機械費の算定方法についての理解が十分でなかったことにもよるが、整備局において精算報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

(209) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(237)

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)都市公園事業費 (項)河川整備事業費 (項)砂防事業費 (項)道路交通安全対策事業費 (項)東日本大震災復旧・復興推進費 (項)社会資本総合整備事業費 (項)都市計画事業費 (項)河川等災害復旧事業費 自動車安全特別会計(空港整備勘定) (項)地域公共交通維持・活性化推進費
部 局 等	国土交通本省、関東地方整備局、15 県
補助等の根拠	都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)等、予算補助
補助事業者等(事業主体)	県 10、市 7、町 3、村 1、団体 1、計 22 補助事業者等
補助事業等	防災・安全交付金事業、社会資本整備総合交付金事業、河川等災害復旧事業等
事業費の合計	9,048,182,638 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	4,749,074,967 円
不当と認める事業費の合計	1,184,116,517 円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計(1)	610,606,014 円
使用許可による使用料	26,059,304 円
上記のうち国庫補助金等相当額	7,205,817 円

不当と認める使用料	21,617,469 円
上記のうち不当と認める国庫補助金等相当額(2)	7,205,817 円
(1)及び(2)の計	617,811,831 円

1 補助金等の概要

国土交通省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性、経済性等の観点から、43 都道府県、445 市区町村、3 一部事務組合、1 独立行政法人及び14 団体において、実績報告書、設計図書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体等について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、10 県、11 市町村、1 団体、計 22 事業主体が実施した防災・安全交付金事業、社会資本整備総合交付金事業、河川等災害復旧事業等に係る国庫補助金 617,811,831 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 工事の設計が適切でなかったなどのもの
21 件 不当と認める国庫補助金 285,515,289 円
- (2) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの
5 件 不当と認める国庫補助金 132,875,627 円
- (3) 補助の目的外に使用していたもの
1 件 不当と認める国庫補助金 90,864,930 円
- (4) 補助の対象とならないもの
1 件 不当と認める国庫補助金 56,350,168 円
- (5) 補助事業により取得した財産の処分に係る手続が適正でなかったもの
1 件 不当と認める国庫補助金 52,205,817 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 工事の設計が適切でなかったなどのもの

21 件 不当と認める国庫補助金 285,515,289 円

根固工の設計が適切でなかったもの (4 件 不当と認める国庫補助金 76,464,121 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(209) 長野県	長野県	防災・安全交付金 (その他 総合的な 治水)	3	27,995 (27,995)	13,997	27,995 (27,995)	13,997